信仰・儀礼用具　二三九点			
漁業経営用具　六二点	紡織用具　五一三点 製品　二一九点	京都府	京都府京都市
丹後の紡織用具及び製品　七三二点			
須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬　四九点	絵馬　四九点	宝泉寺	山口県萩市

○**文部科学省告示第四十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	保護団体
邑町のサイノカミ	富山県下新川郡入善町	塞の神まつり保存会
高原の神舞	宮崎県西諸県郡高原町	狭野神楽保存会 祓川神楽保存会

○**文部科学省告示第四十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十二年三月十一日付けをもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
東子浦の人形芝居用具　一〇一点	人形芝居用具　一〇一点	東子浦区	静岡県賀茂郡南伊豆町
佐治の板笠製作用具及び製品　一〇七点	製作用具　九四点 製品　一三点	鳥取市	鳥取県鳥取市
出雲の藍板締め染め用具及び製品　二六一七点	版木　二五五七点 締め具　五六点 製品　四点	島根県	島根県松江市
玄界灘の漁撈用具及び船大工用具　一三〇九点	漁撈用具　九六九点 船大工用具　三四〇点	宗像市	福岡県宗像市

○**文部科学省告示第四十五号**

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十五条第一項の規定により、次の通信教育の廃止を平成二十二年二月二十五日付けで許可した。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

通信教育の名称	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
レタリング講座基本	財団法人日本通信美術学園	安藤　泰雄	東京都新宿区下落合三丁目二番五号
技術科			
保育課程	財団法人日本学芸協会	寺田　明彦	東京都千代田区猿楽町二丁目二番十号

○**文部科学省告示第四十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

別表一及び別表二に掲げる家屋

別表一　宇治の文化的景観

種別	員数	所在地
店舗	一棟	京都府宇治市宇治又振十七番、十七番一
倉庫	一棟	宇治又振十七番、十七番一
店舗	一棟	宇治妙楽一五八番
店舗	一棟	宇治蓮華五番一
倉庫	一棟	宇治蓮華五番一

別表二　通潤用水と白糸台地の棚田景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	熊本県上益城郡山都町長原字東谷二二二番
主屋	一棟	津留字下舞鶴一〇二四番二

○**文部科学省告示第四十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　一関本寺の農村景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	字要害五三
畜舎	一棟	字要害五三
作業場	一棟	字要害五三
蔵	一棟	字要害五三
便所	一棟	字要害五三
主屋	一棟	字沖要害一二七―六
浴室	一棟	字駒形一五四―三
物置	一棟	字駒形一五四―三
主屋	一棟	字駒形一五五―一